

こうれいしょうひしゃ しょう しょうひしゃみまもり
高齢消費者・障がい消費者見守り

ねっとわーく
ネットワーク

れんらくきょうぎかい
連絡協議会

だい16かいかいごう もうしあわせ あん
第16回会合 申合せ (案)

れいわ にねん がつ か
令和 2年 10月 20日

こうれい しょうひしゃ しょう しょうひしゃ
高齢消費者・障がい消費者

みまもり ねっとわーく れんらくきょうぎかい
見守りネットワーク 連絡協議会

こうれいしゃ しょう しゃ しょうひしゃひがい まき
高齢者・障がい者は、消費者被害に巻き

こ くりかえしひがいしゃ
込まれやすく、また、繰り返し被害者になるこ

おおい しゅうい みまも かたがた
とが多いことから、周囲で見守る方々の

き なに たいせつ き
気づきは何より大切である。その気づきを

すみ しょうひせいかつ
速やかに消費生活センターにつなぐことによ

ひがい みぜんぼうし そうきはっけん かくだい
って被害の未然防止と早期発見による拡大

ぼうし はか かのう
防止を図ることが可能となる。

へいせい ねん がつ かいせいしょうひしゃあんぜんほう せこう
平成28年4月、改正消費者安全法が施行さ

かくちほうこうきょうだんたい しょうひしゃあんぜんかくほ
れ、各地方公共団体には「消費者安全確保

ちいききょうぎかい い か ちいききょうぎかい
地域協議会」(以下「地域協議会」という)の

せっち かのう こうれいしゃ しょう しゃ
設置が可能となった。高齢者・障がい者が

あんぜん あんしん く しゃかい
安全・安心に暮らすことができる社会を

めざ れいわ ねん がつまつげんざい ちほうこうきょう
目指し、令和2年9月末現在、291地方公共

だんたい しょうひしゃあんぜんかくほちいききょうぎかい せっち
団体で消費者安全確保地域協議会が設置さ

しょうひせいかつそうだん きのう じゅうじつ
れ、消費生活相談においても機能の充実

きょうか すす じっこうせい
強化が進められている。また、より実効性の

みまもりかつどう おこな かくち くふう
ある見守り活動を行うため、各地で工夫を

こ でまえこうざとう じっし みまも
凝らした出前講座等が実施され、見守りの

にな て いくせい はか
担い手の育成も 図られている。

ちいき さらに こまや みまも かつどう
地域において、更なるきめ細かな見守り活動

すいしん ほんれんらくきょうぎ かい
を推進するため、本連絡協議会においては、

こうせい だんたい かんけい しょだんたい ちいききょう
構成団体及び関係諸団体とともに地域協

ぎ かい せっちそくしん めざ こうれいしゃ しょう
議会の設置促進を目指し、高齢者・障がい

しゃ しょうひしゃ りえき ようごおよ ぞうしん
者が、消費者としての利益の擁護及び増進が

いっそうはか と く
より一層 図られるよう 取り組むものとする。

はっしん かくこうせい いん こうれいしゃ しょう しゃ
1. 【発信】各構成員は高齢者、障がい者の

しょうひしゃ ぼうし せっきょくてき
消費者トラブル防止のため、積極的な

しょうほうはっしん おこな
情報発信を行う

かくこうせい いん こうれいしょうひしゃ しょう しょうひしゃとう
各構成員は、高齢消費者・障がい消費者等に

たい みぢか ほんざい あくしつしょうほう
対して身近な存在であることから、悪質商法

やりコール じょうほうとう 情報等の あんぜん 安全・あんしん 安心に かか 関わる

じょうほう 情報、しょうひせいかつ 消費生活 そうだんまどぐちなど 相談窓口等、しょうひせいかつ 消費生活に かん 関

する じょうほう 情報について、インターネット、こうほうし 広報誌、

その他 た さまざまな ば 場を かつよう 活用して、こうれいしゃ 高齢者や しょうがい 障

がい者、しゃ 周りの まわ 方々へ かたがた 積極的に せっきょくてき 情報 じょうほうはっしん 発信

していく。行政は、ぎょうせい 適時・てきじ 適切かつ てきせつ 正確な せいかく

じょうほう 情報を ていきょう 提供する しく 仕組みを けんとう 検討する。

2. 【れんけい 連携】各 かくこうせいいん 構成員は たよう 多様な しゅたい 主体と きんみつ 緊密に

れんけい 連携して、こうれいしょうひしゃ 高齢消費者・しょう 障がい しょうひしゃ 消費者を みまも 見守

り しょうひしゃ 消費者 とらぶる トラブルの ひがい 被害の かいふく 回復と みぜんぼうし 未然防止

と と 取り組む

かいせいしょうひしゃあんぜんほう 改正消費者安全法に ていぎ 定義された ちいききょうぎ 地域協議会

は、^{くに およ} 国 ^{ち ほう こうきょうだんたい} 及び 地方 公共 団体 ^{き かん} の 機関、^{ち い き} 地域の

^{かんれん き かん} 関連 機関、^{しょうひせいかつきょうりょくだんたい} 消費 生活 協力 団体 ^{しょうひ} または 消費

^{せい かつきょうりょくいん} 生活 協力員、^{じ ぎょうしゃかんけいだんたいとう} 事業者 関係 団体 等 ^{により} により

^{そ し き} 組織 ^{そうてい} することが 想定 される。

^{かくこうせい いん} 各 構成 員 ^{ち ほう こうきょうだんたい} は、 地方 公共 団体 ^{さん か} や 傘 下 ^{だんたい} の 団 体 に

^{はたら} も 働 き かけ、^{せつきよくてき} 積 極 的 に ^{ちい き きょうぎ かい} 地 域 協 議 会 ^{さんかく} に 参 画 す
る。

3. 【参画】 ^{さんかく} 各 構成 員 ^{かくこうせい いん} は 効 果 的 な ^{こうかてき} 情 報 ^{じょうほうはっしん} 発 信、

^{しょうひしやきょういく} 消 費 者 教 育 ・ 啓 発 ^{けいはつ} の 取 組 ^{とりくみ} に ^{せつきよくてき} 積 極 的 に ^{さんかく} 参 画
す る

^{かくこうせい いん} 各 構成 員 ^{みまも} は 見 守 り ^{かつどう} 活 動 ^{にな て} の 担 手 ^{とく い} の 得 意

^{ぶん や} 分 野 ^{かつよう} を 活 用 し た ^{しょうひせい かつ} 消 費 生 活 ^{かん} に 関 す る ^{じょうほう} 情 報

^{はっしん} 発 信、^{しょうひしやきょういく} 消 費 者 教 育 ・ 啓 発 ^{けいはつ} の 実 践 的 な ^{じっせんてき} 取 組 ^{とりくみ} を

つう こうれいしゃ しょう しゃごじしん しょうひしゃ
通じて、高齢者や障がい者御自身が消費者

もんだい かんしん たか ちいき しょうひしゃ
問題への関心を高め、地域における消費者

ぼうし かつどう さんかく と
トラブル防止の活動に参画できるよう取り

く
組む。

けんしょう かくこうせい いん かつどうじょうきょう ていきてき
4.【検証】各構成員は活動状況を定期的に

けんしょう みまも せっち
検証し、見守りネットワークの設置やその

かつどう そくしん はか ちほうこうきょうだんたい
活動の促進が図られるよう地方公共団体

はたら
へ働きかけを行う

かくこうせい いん じかい かいぎ
各構成員は、次回の本会議において、それぞ

とりくみ ほうこく じょうほうきょうゆう いけんこうかん
れの取組を報告し、情報共有・意見交換

おこな うえ みまも せっち
を行った上で、見守りネットワークの設置

かつどう そくしん はか ちほう
やその活動の促進が図られるよう地方

こうきょうだんたい はたら おこな
公共団体へ働きかけを行う。

いじょう
以上